

# クリーク防災機能保全対策事業

県土づくり本部 農山漁村課

1

## クリーク防災機能保全対策事業とは...

### 事業の目的

- 佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有している。
- クリークの多くは土水路のままであることから、クリーク法面の崩壊が進行し、貯水・送水機能の低下、湛水被害の増加、周辺道路の通行や営農が危険な状況である。
- このことから、安定した農業生産が可能となるよう護岸整備を行い、クリークに隣接する道路、農地を保全し、地域住民、農家の安心・安全の確保を図ると共にクリークの洪水調節機能の保全・強化を図る。

### 整備の方針

- 護岸の整備は、県産間伐材による木柵工とし、森林の保全や林業の活性化にも寄与するものとする。

2

# クリーク防災機能保全対策事業の施工例

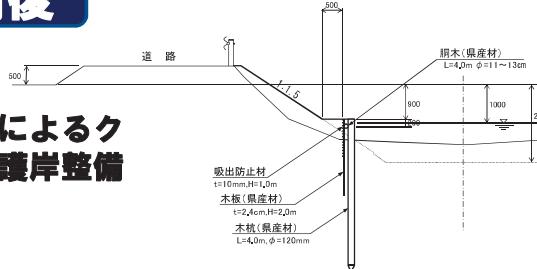
## 現状

- ・クリーク法面が浸食され、道路通行や営農に支障をきたしている。



## 整備後

- ・木柵工によるクリークの護岸整備



# ため池等整備事業

県土づくり本部 農山漁村課

## ため池等整備事業とは...

### 事業の目的

- 老朽化した農業用ため池の堤体補強や洪水吐の整備を行うことにより、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保し、農業経営の安定を図る。



H18. 9. 15～16  
の豪雨による大  
谷ため池決壊  
(唐津市 相知町  
佐里)



# ため池整備の施工例(唐津市)

整備前

堤体が痩せ  
取水施設  
(斜柵)が  
破損し取水  
に支障をき  
たしている。



整備後



整備前

洪水吐が狭  
小で断面不  
足となり洪  
水時危険な  
状況



整備後



# 海岸保全施設整備事業

国土づくり本部 農山漁村課

## 海岸保全施設整備事業とは…

### 事業の目的

- 高潮や津波、波浪、侵食から、住民の生命・財産を防護するため、「海岸法」に基づき指定した「海岸保全区域」において、海岸堤防等の「海岸保全施設」を整備することにより県民の安全・安心を図る。

#### ※海岸保全区域

津波・高潮・海水または地盤の変動等の災害による被害から海岸を防護し国土の保全を図るために必要と認められ、都道府県知事の指定を受けた海岸の一定地域。

#### ※海岸保全施設

海岸保全区域内にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設

※なお、補助事業の採択要件としては、「高潮、波浪、津波または侵食による被害の発生する可能性が大きい海岸で、1km当たりの防護面積が5ヘクタール以上、または防護人口が50人以上、かつ総事業費が1億円以上であること」となっている。

# 現状及び事業の効果

## 海岸の現状

- 本県は、台風の常襲地帯であり、これまでも高潮被害が発生しており、特に、道路交通や家屋など、背後地への支障がたびたび生じている。

## 事業の実施

消波工や堤防の嵩上げ等

## 事業の効果

高潮、浸水被害の解消

県民の安全・安心を図ることができる

整備前



整備後

